



# 役員及び評議員の報酬等に関する規程

令和3年（2021年）10月1日施行

学校法人 淀之水学院

## 学校法人淀之水学院 役員及び評議員の報酬等に関する規程

令和3年10月1日より施行

## (目的)

第1条 この規程は、学校法人淀之水学院（以下「この法人」という。）の寄附行為第33条の規定に基づく役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、法人において勤務することが常態の理事で、職員理事を除く。
- (3) 職員理事とは、学院の職員として給与を支給している理事をいう。
- (4) 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- (5) 役員の報酬等とは、報酬、役員手当、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員の給与規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

## (報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事に対しては、月額報酬及び退職慰労金を支給する。
- (2) 職員理事に対しては、退職慰労金を支給する。更に、理事長を兼務するときは、月額役員手当を支給する。
- (3) 非常勤理事及び監事に対しては、日額報酬及び退職慰労金を支給する。
- (4) 評議員に対しては、日額報酬及び退職慰労金を支給する。

## (報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤理事の月額報酬は、月額俸給表のとおりとし、月額俸給表のうちから、理事会において決定する。

月額俸給表	常勤理事長月額
1号俸	0円
2号俸	600,000円
3号俸	700,000円
4号俸	800,000円
5号俸	900,000円
6号俸	1,000,000円

\* 別途、通勤費相当額を加算する。

2 非常勤の役員及び評議員の日額報酬の額は、次に定める額とする。

(1) 理事報酬	日額
理事会等会議への出席	11,137円
上記の他、法人業務のための勤務	11,137円
(2) 監事報酬	日額
監事監査等への出席	11,137円
上記の他、法人業務のための勤務	11,137円
(3) 評議員報酬	日額
評議員会議への出席	11,137円
上記の他、法人業務のための勤務	11,137円

3 職員理事が理事長を兼務するときの月額役員手当の額は、次に定める額とする。

兼務理事長の月額役員手当	月額 150,000 円
--------------	--------------

4 退職慰労金は、次に定める額とする。

退職慰労金	15年未満	5万円
	15年以上	10万円

年数は、役員及び評議員の通算期間とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 月額報酬及び月額役員手当 毎月22日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。）
- (2) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内
- 2 非常勤の役員及び評議員に対する日額報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費を要する場合は、その実費を支給する。

- 2 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から月額報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの月額報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の月額報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 学校法人淀之水学院役員の報酬等の支給の基準（令和2年4月1日より施行）及び学校法人淀之水学院評議員の報酬等の支給の基準（令和2年4月1日より施行）は、令和3年9月30日に廃止し、学校法人淀之水学院 役員及び評議員の報酬等に関する規程（令和3年10月1日より施行）に移行する。